労働協約に関する覚書

　大阪府教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する地方公営企業等の労働関係

に関する法律附則第５項に規定する一般職に属する地方公務員で、大阪府職員

労働組合現業評議会に所属する者の労働関係については、平成２８年１０月１

日付けで大阪府知事松井一郎と大阪府職員労働組合現業評議会議長堀田裕子と

の間に締結された労働協約を準用するものとする。

　平成２８年１０月１日

大阪府教育庁

　　　　　　　　　　　　　　　　教育次長　　太　田　　浩　二

大阪府職員労働組合現業評議会

　　　　　　　　　　　　　　　　議　　長　　堀　田　　裕　子